事務連絡

平成28年6月23日

相談支援事業所　各位

江戸川区福祉部障害者福祉課

就労アセスメント対象者への対応について

　江戸川区では、下記のとおり就労アセスメントを実施いたします。

　対象者の方については、相談支援事業所でのサービス等利用計画の作成依頼を区の各相談係よりご案内させていただきますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

１　共通事項

　（１）就労アセスメントとは

・就労継続支援B型事業利用希望者に対して、就労移行支援事業所が行う就労面のアセスメント

・就労経験のない方の場合、就労アセスメントの実施が必須

・詳細は、厚生労働省作成「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」参照

　（２）区の運用

・3日間で実施

・就労移行支援事業所との利用契約締結

・相談支援事業所との利用契約（相談支援事業所にサービス等利用計画作成依頼の場合）

・障害者就労支援センターが取りまとめて民間事業所でも実施

　（３）留意点

・実施期間中の日中活動系サービスの同日利用は不可

２　白鷺特別支援学校高等部3年生への対応

（１）対象者及び実施時期

　　　・対象者：19名

　　　・実施時期：7月下旬から8月中

　（２）留意点

・実施期間中の日中活動系サービス（放課後等デイサービス）の同日利用は不可

・実施時の年齢が18歳未満の場合、新たな受給者証（者みなし）を発行

・学校行事ではないため、実施期間中は学校の保険等は適用外

３　特別支援学校新卒者以外の方への対応

　　年間通して、対象者の方が出た場合には、サービス等利用計画作成の依頼あり

問い合わせ先

江戸川区福祉部障害者福祉課

愛の手帳相談係　　電話5662-0053

身体障害者相談係　電話5662-0052